商工会だより

令和3年1月号

謹んで新春の祝詞を申し上げます



会員の皆様には ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎 えになられたこととお慶び申し上げます 昨年は大会の運営に投別のご理解とごねれた眼り厚く

昨年は本会の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く お礼申し上げます

さて 昨年は新型コロナウイルス感染症の影響により 私たち商工事業者にとっては試練の年となりました 今年こそはこの感染症に打ち勝ち 皆様の事業がより 一層繁栄しますことをお祈りするとともに 本会に対 しましても変わらぬご厚情賜りますようお願い申し上 げます

高山南商工会 会長 岩田耕治郎 役職員一同

新型コロナウイルス感染症経済対策情報

1 家賃支援給付金及び持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で、前年より業績が悪化している事業者を支援するための、家賃支援給付金及び持続化給付金の申請期限が迫っています。まだ、お手続きを済ませていない事業者の方は、期限までに申請してください。

- ◎申請期限 令和3年1月15日(金)
- ※申請期限に間に合わない特段の事情がある場合は1月31日まで延長が認められる場合があります。
- 2 令和3年度固定資産税等の軽減制度

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した中小事業者等の令和3年度の固定資産税等の軽減措置が講じられます。この軽減措置を受けるためには市への申告が必要です。

◎申請期限 令和3年2月1日(月)

高山南商工会のホームページが一新!!

国・県・市の補助金や各種支援制度のほか、商談会、セミナーなどの最新の情報を掲載しています。次のURLにアクセス!

http://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/

【お問合せ】

高山南商工会

http://www.gifushoko.or.jp/takayamaminami/

本 所 至52-3460 e-mail:t-minami@ml.gifushoko.or.jp

朝日支所 255-3529

高根支所 259-2134

商工会では、税務支援を行っています。是非ご利用ください!!

個人事業者の皆様にとっては令和2年分の決算、確定申告に向けた事務処理が始まりました。商工会では年末調整、決算処理、所得税・消費税確定申告などなどの支援を行っています。

パソコン会計処理を希望される方には、入力などの支援を行います。 忙しくて自分で出来ない方には、月々の会計処理を代行して行います。 出納帳のつけ方が分からない。家族への給与について。など・・・ 商工会は、税理士と連携を取り税務支援を行っていますので、 どのような相談でもお気軽に連絡ください。お待ちしております。

申告に関する豆情報

青色申告特別控除について

令和2年分の申告から青色申告特別控除が65万円から55万円に変更になります。しかし、電子申告(e-Tax)をした場合は引き続き65万円控除が受けられますので、これまで紙ベースで提出している事業者の方は電子申告をすることをお勧めします。

その他控除額の変更について(一部紹介)

「基礎控除」 38万円→48万円 「給与控除」 65万円→55万円 (注)収入金額による。

「年金控除」120万円⇒110万円 (注)65歳以上の方・収入金額による。

障害者控除について

障害者手帳等の交付を受けていない方で も、65歳以上の要介護認定者で一定の 要件に該当する方は、 障害者控除の対象にな ります。高山市各支所

窓口に、「障害者控除対象者認定書」という 用紙がありますので申 請してください。



医療費控除について

年間の医療費が10万円以上ないと控除が受けられないと思っている方が多いと思って10万円以下でも控除を受けられますので、病院等の領収書、介護サービスの医療分、ドラックストアで購入した医薬品等のレシートを保管し申告時に提出してください。

税理士による個別相談日

会 場	日 時
久々野本所	3月 1日(月) 9:00~12:00 3月 8日(月) 9:00~12:00
朝日支所	2月25日(木) 9:00~17:00 3月 9日(火) 9:00~17:00
高根支所	3月11日(木) 13:00~17:00



※お問い合わせは、随時お受けいたしますので、お気軽にご連絡ください。